

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

平成22年3月3日(水)

13時00分から16時00分まで

三田共用会議所 3階 B～E会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 審 議

議 事

1 議題

I 食品衛生分科会における確認事項の一部改正について

II 食品、添加物等の規格基準について

(1) 添加物関係

○添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

- ・ 2-エチル-5-メチルピラジン
- ・ イソペンチルアミン
- ・ ケイ酸マグネシウム

(2) 農薬関係

①新規登録等による新規設定に係る品目

- ・ スピロテトラマト(インポートトレランス(以下、IT))
- ・ ピリフルキナゾン(国内登録)

②適用拡大等による追加設定に係る品目

- ・ アセタミプリド(暫定基準の見直し)
- ・ ミルベメクチン(適用拡大+暫定基準の見直し)

- ・アミスルブロム（適用拡大）※
 - ・トリルフルアニド（IT+暫定基準の見直し）
 - ・ブタミホス（魚介類+暫定基準の見直し）
 - ・イプロベンホス（魚介類+暫定基準の見直し）
 - ・フルアクリピリム（暫定基準の見直し）
- （※食品安全委員会における食品健康影響評価が2回目以降のもの）

（3）動物用医薬品関係

①薬事法に基づく承認事項の変更に伴う残留基準の設定

- ・d-クロプロステノール

②ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直し

- ・イミドカルブ
- ・オラキンドックス
- ・セフキノム

2 報告事項

- （1）米国・カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果について
- （2）食品衛生分科会における審議対象の経過について

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会資料

～目次～

<議題>

- 1 食品衛生分科会における確認事項の一部改正について 1
 - 2 食品、添加物等の規格基準について
 - (1) 添加物関係
 - 添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定
 - ・2-エチル-5-メチルピラジン 11
 - ・イソペンチルアミン 15
 - ・ケイ酸マグネシウム 19
 - (2) 農薬関係
 - ①新規登録等による新規設定に係る品目
 - ・スピロテトラマト(インポートトレランス(以下、IT)) 25
 - ・ピリフルキナゾン(国内登録) 31
 - ②適用拡大等による追加設定に係る品目
 - ・アセタミプリド(暫定基準の見直し) 35
 - ・ミルベメクチン(適用拡大+暫定基準の見直し) 43
 - ・アミスルブロム(適用拡大)※ 49
 - ・トリルフルアニド(IT+暫定基準の見直し) 53
 - ・ブタミホス(魚介類+暫定基準の見直し) 57
 - ・イプロベンホス(魚介類+暫定基準の見直し) 61
 - ・フルアクリピリム(暫定基準の見直し) 65
- (※食品安全委員会における食品健康影響評価が2回目以降のもの)

<報告事項>

- 1 米国・カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果について 81
- 2 食品衛生分科会における審議対象の経過について 101